証券コード　9385
平成29年６月７日

株　主　各　位

大阪市中央区備後町二丁目１番１号
株式会社ショーエイコーポレーション
代表取締役社長　芝　原　英　司

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年６月26日（月曜日）午後５時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬具

記

１．日　　時　平成29年６月27日（火曜日）午前10時
２．場　　所　大阪市中央区安土町三丁目１番３号
　　ヴィアーレ大阪　２階　クリスタルルーム
３．目的事項
報告事項
　１．第50期(平成28年４月１日から平成29年３月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第50期(平成28年４月１日から平成29年３月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類の記載事項に修正の必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
(http://www.shoei-corp.co.jp/)

（添付書類）

事　業　報　告

〔平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで〕

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済・金融政策を背景に雇用環境や設備投資等は緩やかですが上昇基調が続いているものの、一方で個人消費については、実質賃金の伸び悩みなどにより不透明な状況が続いております。

海外では、上期は世界同時株安や６月の英国のＥＵ離脱決定、下期は米国新政権の政策動向等による世界経済の不確実性、北朝鮮やシリアにおける地政学的リスクは国際情勢を緊迫させて世界経済の不透明感が強まっております。

当社グループを取り巻く環境は、経済の牽引役不在の状況から外部環境に揺さぶられ易い展開が続くなど、厳しい事業環境が続いております。

このような中、当社はグループ４社の経営資源や特性を活かした一体経営でビジネス領域を一層拡大するために、国内外の販促品の調達といった仕入力と海外子会社を活用した商品開発力の強化に努め、グループをあげて収益力の向上と強固な事業基盤の構築を進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は147億27百万円（前期比1.2％増）となりました。利益面につきましては、営業利益は５億51百万円（前期比209.8％増）、経常利益は４億83百万円（前期比372.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は３億25百万円（前期は19百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

（パッケージ事業）

当セグメントにつきましては、グループ一体化や組織営業の推進に努め、新規・休眠顧客の掘り起こしや新たなマーケットの開拓に注力いたしました。主力製品であるネオパック、サイドシールは販売額及び数量とも拡大しており、また海外製品売上や収益性の高い充填作業等セット販売の取引件数が増加した結果、売上高、セグメント利益ともに前期を上回りました。

その結果、売上高は88億90百万円（前期比5.1％増）、セグメント利益（営業利益）は９億83百万円（前期比64.6％増）となりました。

（メディアネットワーク事業）

当セグメントにつきましては、配送費の低減、開封率のアップや煩わしさの低減等の提案を行う一気通貫サービスに注力し製品販売は増加したものの、大口案件の失注やクライアントの発送部数の見直し等により売上高、セグメント利益ともに前期を下回りました。

その結果、売上高は26億47百万円（前期比13.1％減）、セグメント利益（営業利益）は41百万円（前期比38.9％減）となりました。

（日用雑貨品事業）

当セグメントにつきましては、海外協力メーカーとの強いパイプによる商品調達ルート作りや商品企画開発力の強化や仕入品の原価逓減を積極的に進め、利益率向上に努めました。また消耗品を中心とした新商品の投入を進めた結果、売上高、セグメント利益ともに前期を上回りました。

その結果、売上高は34億96百万円（前期比2.6％増）、セグメント利益（営業利益）は１億８百万円（前期は18百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済は米国の景気拡大の持続が見込まれるものの、その政策実現性の問題や中国をはじめ新興国経済の減速懸念、英国のＥＵ離脱をはじめとする欧州等の不安定な政情懸念等、世界情勢の深刻化による地政学的リスクは高まっております。一方、わが国経済においては設備投資の増加や雇用環境の改善により景気の回復基調は緩やかに持続するものの、為替の変動や原油価格の動向などにより先行きの不透明感が次第に深まる中、今後も景気を下押しする懸念材料は完全には払拭されておらず、経営環境は予断を許さない状況が続くものと考えております。

このような状況下、安定した利益を確保していくために、従来の方針や業務プロセスの全体最適化を行い、採算性を重視した受注体制および強固な管理体制の構築やコスト削減に努め、いかなる環境下でも利益の出る体質への転換が重要となっております。当社グループといたしましても、グループ化によるシナジー効果をいかに一層高めていけるかが、今後の重要な課題と認識しており、以下の点について対処してまいります。

① 商品調達力の強化(海外ルートの開拓)
　海外ルートを使った商品、製品、原材料の調達力の強化
　海外協力メーカーの開拓

② 商品企画・開発力の向上
　商品企画、デザイン部門の集約化
　ドラッグストア、量販店向けの新商品開発

③ 増客(直ユーザーの開拓)
　販促品を中心に印刷会社、紙業会社の開拓の強化
　セット販売の強化、ネット販売の構築

④ 人財
　グループ間における人材開発、人材交流、人材育成
　外部ブレインの活用
　若手、女性社員の登用

⑤ 社内管理体制
　内部統制、内部監査、内部牽制の強化
　グループ全体の統制強化

今後グループ経営を推進していく中で、さらなる生産性及び技術力の向上を図り、いかなる経営環境の変化に対しても迅速かつ効果的に対応できる経営体制の確立と、企業価値の創造と向上に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	平成26年３月期 第47期	平成27年３月期 第48期	平成28年３月期 第49期	平成29年３月期 (当連結会計年度) 第50期
売　　上　　高（百万円）	13,631	14,392	14,560	14,727
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)（百万円）	30	△30	19	325
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)（円）	4.77	△4.78	3.00	50.52
総　　資　　産（百万円）	7,595	7,614	7,133	7,485
純　　資　　産（百万円）	1,801	1,669	1,697	2,071

（注）１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいてそれぞれ算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	平成26年３月期 第47期	平成27年３月期 第48期	平成28年３月期 第49期	平成29年３月期 (当事業年度) 第50期
売　　上　　高（百万円）	8,382	8,658	8,798	8,727
当 期 純 利 益（百万円）	68	6	69	123
１株当たり当期純利益（円）	10.65	1.04	10.74	19.19
総　　資　　産（百万円）	5,351	5,801	5,469	5,593
純　　資　　産（百万円）	1,706	1,667	1,689	1,757

（注）１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいてそれぞれ算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率（間接所有含む）	主要な事業内容
株式会社ＣＳ	10,000千円	100.0%	生活雑貨、日用雑貨等の企画、販売
株式会社クルー	67,000千円	100.0%	ポリ袋等の包装資材の企画、製造、販売
SHOEI PLASTIC(THAILAND)CO.,LTD.	140,000千タイバーツ	100.0%	ポリエチレン関連商品の製造

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業の内容

事業別	事業内容
パッケージ事業	プラスチックフィルムを主材料とした包装資材やフィルムパッケージ製品の企画、製造、販売及び製品、商品をパッケージ等に包装加工するサービスの提供を行っております。
メディアネットワーク事業	冊子やカタログをプラスチックフィルムで封入・封緘し、ダイレクトメールとして仕上げる作業を展開し、こうした一気通貫サービスを利用し、開封率アップや煩わしさの低減などの提案を行っております。
日用雑貨品事業	100円ショップ等専門店向けに日用雑貨品の企画、販売を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

本　　社	大阪市中央区備後町二丁目１番１号
支　　店	東京支店、名古屋支店
営　業　所	広島営業所、横浜営業所
工　場　等	大阪センター(大阪市)、大阪第２センター(大阪市)、神奈川センター(神奈川県座間市)

② 子会社

株式会社ＣＳ（本社）	東京都千代田区九段北四丁目１番３号
株式会社クルー（本社）	大阪市中央区備後町二丁目１番１号
SHOEI PLASTIC(THAILAND)CO.,LTD.	タイ王国　サムットプラカン県

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
256名	2名増

(注)　従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
153(109)名	10名増	40.3歳	10.4年

(注)　従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除く）であり、臨時雇用者数は、(　)内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借　入　先	借　入　額
株式会社みずほ銀行	630百万円
株式会社りそな銀行	530百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	470百万円
株式会社商工組合中央金庫	438百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　25,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　6,448,000株（自己株式402,000株を除く）

(3) 株主数　　1,667名

(4) 大株主

株　主　名	持株数(千株)	持株比率(%)
芝　原　英　司	2,818	43.70
ショーエイ従業員持株会	805	12.49
芝　原　武　司	360	5.58
日本証券金融株式会社	159	2.47
稲畑産業株式会社	142	2.20
楽天証券株式会社	116	1.80
キョウエイ株式会社	104	1.62
剣　持　　整	98	1.52
MSIP CLIENT SECURITIES	95	1.47
株式会社オーエスシーテック	76	1.19

(注) 1．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てております。
2．持株比率は、自己株式(402,000株)を控除して算出しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	芝　原　英　司	生産本部長
専務取締役	有　村　芳　文	管理本部長兼企画部担当兼企画部長
常務取締役	高　橋　博　行	営業本部長
取締役	芝　原　篤　司	株式会社クルー　代表取締役社長
取締役	吉　田　東　良	株式会社アイビー　代表取締役社長
取締役	野　村　史　郎	和田哲株式会社　代表取締役社長
常勤監査役	大　森　茂　樹	
監査役	岩　渕　誠　次	
監査役	村　野　譲　二	大光電機株式会社　監査役 カワセコンピュータサプライ株式会社　取締役監査等委員

（注）1．常務取締役高橋博行氏は、平成29年３月31日付をもって辞任により退任いたしました。
2．取締役吉田東良氏及び野村史郎氏は、社外取締役であります。
3．監査役大森茂樹氏、岩渕誠次氏及び村野譲二氏は、社外監査役であります。
4．監査役大森茂樹氏は経営コンサルタントとしての経験を有することから、また、監査役岩渕誠次氏は元証券会社引受部長としての経験を有することから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．当社は取締役吉田東良氏、野村史郎氏、監査役大森茂樹氏、岩渕誠次氏及び村野譲二氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	支給額	備　考	
取締役	6名	80百万円	うち社外取締役２名	１百万円
監査役	3名	11百万円	うち社外監査役３名	11百万円

（注）1．取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成21年６月29日開催の第42期定時株主総会において年額１億20百万円以内（うち、社外取締役分は20百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成21年６月29日開催の第42期定時株主総会において年額24百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	兼　職　先	兼職の内容
社外取締役	吉　田　東　良	株式会社アイビー	代表取締役社長
社外取締役	野　村　史　郎	和田哲株式会社	代表取締役社長
社外監査役	村　野　譲　二	大光電機株式会社 カワセコンピュータサプライ株式会社	監査役 取締役監査等委員

（注）当社と株式会社アイビー、和田哲株式会社、大光電機株式会社及びカワセコンピュータサプライ株式会社の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主　な　活　動　内　容
取締役	吉　田　東　良	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回出席し、主に企業経営における豊富な経験と幅広い知識に基づき、独立した観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言を行っております。
取締役	野　村　史　郎	当事業年度に開催された取締役会15回のうち９回出席し、経営者としての豊富な経験と知識に基づき、独立した観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言を行っております。
監査役	大　森　茂　樹	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会14回のそれぞれすべてに出席し、経営コンサルタントとしての経験を有し、その専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言を行っております。
監査役	岩　渕　誠　次	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会14回のそれぞれすべてに出席し、業務上の豊富な経験に基づき、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言を行っております。
監査役	村　野　譲　二	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席及び監査役会14回のうち12回出席し、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　　26百万円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　26百万円

（注）１．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分に関する事項

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

平成28年１月１日から平成28年３月31日までの３ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③ 処分理由

・社員の過失による虚偽証明

・監査法人の運営が著しく不当

6．業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のように制定し、この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、法令遵守及び倫理維持(「コンプライアンス」)を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として、「企業行動憲章」及び「コンプライアンス規程」を制定し、その他の指針とともにすべての役職員の理解を深め、コンプライアンスを確保するための体制を構築する。

② コンプライアンス上の諸問題に対しては、経営会議を開催し各部門長が問題の発生を未然に防止すべく情報の集約に努める。またコンプライアンス体制を推進するために、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行い、その内容を取締役会及び監査役会に報告する。

③ 社長直轄の内部統制監査室を設置し、当社及び子会社の業務執行及びコンプライアンスの状況について定期的に監査を実施、その評価を社長及び監査役に報告する。

④ コンプライアンスに関する通報・相談窓口は、その機能を強化するため監査役とし、それぞれ匿名性を担保して利用できる仕組みとする。

⑤ コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

⑥ 当社の事業の根幹に係る個人情報保護については個人情報保護委員会を設ける。個人情報保護委員会は定期的に開催し、個人情報保護マネジメントシステムの運用状況の確認、規程文書の見直し・審議等を行う。

(2) 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役会の議事録や稟議書等、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については文書管理規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。

② 取締役及び監査役は、取締役会議事録及び稟議書等の重要な文書を常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 危機管理規程において当社の事業上のリスクを定義づけ、役職員においてコンプライアンスの必要性及び重要性を認識し、個別の情報についての信頼性を正しく評価、判断するよう努める。

② 危機管理規程に基づき、経営会議及び対策会議をリスクマネジメントの主管として社内のあらゆる事業上のリスクに対して組織的に迅速かつ的確に対応できる体制を確保する。

③ 他の業務執行部門から独立した内部統制監査室による内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことによりリスク管理体制の適正性を確保する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時にこれを開催する。

② 監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行及びその他の事項について意見を述べる。

③ 取締役の日常の職務の執行について、職務権限規程及び業務分掌規程に基づいた権限の委譲が行われ、責任の明確化を図ることで迅速性、及び効率性を確保する。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 業務分掌規程及び職務権限規程等その他の規程を定め、各部門に対する管理を明確にし、業務の適正性を確保する。

② 内部統制監査室は、各部門の会計監査及び業務監査等その他の監査を行いその評価について社長及び監査役に報告する。

③ 定期的に開催される経営会議に各部門長が出席し、役職員のコンプライアンスに対する必要性・重要性の認識レベルを引き上げ、情報の信頼性を正しく評価、判断するよう努める。

④ 子会社については、関係会社管理規程に基づき、その業務執行を監視、監督し業務の適正を確保する。関係会社会議を定期的に開催し、業務執行状況、財務状況等を報告させる体制を整備し、グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、当社の事前承認を得るものとする。

⑤ 子会社の内部監査については、内部統制監査室は子会社に対し定期的に業務執行の適法性、効率性の実施状況を監査し、その評価について社長及び監査役に報告する。

⑥ 財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、当社グループは金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の確保に努め、全社レベルで統制活動を強

化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人への指示の実効性の確保に関する体制

① 監査役会からの要請があった場合には、その要請に基づき監査役会と協議して専任または兼任の使用人を配置、また監査役室を設置し、監査業務を補助する。

② 監査役室の職務を補助する使用人に対する指揮命令権限については、その職務を補助すべき範囲内において監査役に帰属するものとし、取締役会からの独立性を確保する。また、当該使用人の人事異動、評価等については監査役会の同意を要する。

(7) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制及び子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、並びに報告をした者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、その他の重要な会議または委員会に出席することができる。

② 監査役には、要請があれば直ちに稟議書その他社内の重要書類・資料等が提出される。

③ 監査役は、定期的に、社長、内部統制監査室等との連絡会議を開催し、さらに必要に応じ、随時他の取締役及び使用人等からの報告を受けることができる。

④ 当社及び子会社において、取締役及び使用人等は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び使用人等の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実の他、監査役監査で求められた事項について、監査役に直ちに報告する。

⑤ 当社は、内部通報をしたことを理由に不利益な取り扱いを行ってはならない旨を公益通報者保護規程に定めており、監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由に不利な取り扱いをしないことを周知徹底する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は(7)に掲げた事項以外においても、必要に応じて取締役と意見交換を行うとともに、内部統制監査室と連携を図り、内部統制監査室を通じて明らかになった重要事項に関する報告を受け、また会計監査人及び社外取締役と適宜協議する場を持つ。さらに定期的にグループ監査役連絡会を開催し、当社及び子会社の監査役間での情報共有を図る場を持つ。

(9) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、監査役がその職務について生じる費用の前払等の請求をしたときには、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除いて、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

① 当社は、「企業行動憲章」並びに「反社会的勢力への対応マニュアル」において、反社会的勢力及び団体に対して断固として排除する姿勢を明確にし、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たないことを定め、すべての役職員に周知する。

② 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、「大阪府企業防衛連合協議会」に加盟し、開催される会合に参加し、企業防衛に関する必要な情報の収集に努める。

③ 不当な要求があった場合には、外部の専門機関（顧問弁護士、警察署等）と連絡を密に取り、不当要求には断固応じない体制を整えて一層の充実に努める。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、適切な運用に努めております。当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 主な会議の開催状況として、取締役会は15回開催され、当社と利害関係を有しない社外取締役２名が出席し、取締役の職務執行の適正性を確保し、効率性を高めました。その他、監査役会は14回、各部門長が出席する経営会議は12回開催し、当社の課題などについて討議いたしました。

(2) 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行い、さらに、取締役会に出席するとともに、社長及び他の取締役、内部統制監査室、会計監査人との間で適宜協議する場を持ち、情報交換等の連携を図っております。

(3) 内部統制監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び子会社の業務執行及びコンプライアンスの状況について年２回監査を実施し、その評価について社長及び監査役に報告いたしました。

（注） 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**4,964,593**	**流動負債**	**4,743,126**
現金及び預金	612,524	支払手形及び買掛金	1,978,167
受取手形及び売掛金	2,666,472	短期借入金	1,780,000
商品及び製品	1,195,868	一年内償還予定の社債	39,480
仕掛品	94,905	一年内返済予定の長期借入金	358,883
原材料及び貯蔵品	108,640	リース債務	39,147
前渡金	25,816	未払金	146,578
未収入金	144,476	未払法人税等	164,368
繰延税金資産	68,765	未払消費税等	64,590
その他	52,921	賞与引当金	90,396
貸倒引当金	△5,798	その他	81,513
固定資産	**2,520,332**	**固定負債**	**670,759**
有形固定資産	**1,801,255**	長期借入金	290,070
建物及び構築物	382,966	リース債務	53,446
機械装置及び運搬具	182,316	繰延税金負債	103,599
工具、器具及び備品	13,654	退職給付に係る負債	73,894
土地	1,125,712	長期未払金	146,052
リース資産	75,068	その他	3,696
建設仮勘定	21,536		
無形固定資産	**33,027**		
のれん	17,878	**負債合計**	**5,413,885**
リース資産	3,945	(純資産の部)	
その他	11,202	**株主資本**	**1,859,971**
投資その他の資産	**686,049**	資本金	229,400
投資有価証券	432,197	資本剰余金	146,800
長期貸付金	7,820	利益剰余金	1,555,327
差入保証金	102,075	自己株式	△71,556
退職給付に係る資産	95,224	**その他の包括利益累計額**	**211,145**
繰延税金資産	4,460	その他有価証券評価差額金	172,738
その他	60,872	繰延ヘッジ損益	1,822
貸倒引当金	△16,600	為替換算調整勘定	36,584
繰延資産	**76**		
社債発行費	76	**純資産合計**	**2,071,116**
資産合計	**7,485,002**	**負債及び純資産合計**	**7,485,002**

(注)　記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		14,727,685
売上原価		11,773,614
売上総利益		2,954,070
販売費及び一般管理費		2,402,788
営業利益		551,281
営業外収益		
受取利息	630	
受取配当金	3,211	
資材売却収入	2,546	
その他	1,241	7,629
営業外費用		
支払利息	30,584	
手形売却損	3,039	
支払手数料	4,499	
貸倒引当金繰入額	15	
為替差損	36,226	
その他	878	75,244
経常利益		483,667
特別利益		
固定資産売却益	50	50
特別損失		
減損損失	6,675	6,675
税金等調整前当期純利益		477,041
法人税、住民税及び事業税	175,648	
法人税等調整額	△24,383	151,264
当期純利益		325,777
親会社株主に帰属する当期純利益		325,777

（注） 記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
期首残高	229,400	146,800	1,277,910	△71,556	1,582,554
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△48,360		△48,360
親会社株主に帰属する当期純利益			325,777		325,777
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	277,417	－	277,417
期末残高	229,400	146,800	1,555,327	△71,556	1,859,971

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
期首残高	119,559	△1,924	△2,371	115,263	1,697,817
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△48,360
親会社株主に帰属する当期純利益					325,777
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	53,178	3,746	38,956	95,881	95,881
連結会計年度中の変動額合計	53,178	3,746	38,956	95,881	373,299
期末残高	172,738	1,822	36,584	211,145	2,071,116

（注） 記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数　３社

連結子会社の名称

株式会社ＣＳ、株式会社クルー、SHOEI PLASTIC(THAILAND)CO.,LTD.

CREW PLASTIC(THAILAND)CO.,LTD.は平成29年３月31日付で

SHOEI PLASTIC(THAILAND)CO.,LTD.に社名を変更しております。

② 非連結子会社の名称等

上海汐愛伺商貿有限公司

連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称

上海汐愛伺商貿有限公司

連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

SHOEI PLASTIC(THAILAND)CO.,LTD.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、上記決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

（イ）有価証券

その他有価証券

時価のあるもの ……連結決算日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの ……移動平均法による原価法により評価しております。

（ロ）たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品（標準品）‥ 主として移動平均法を採用しております。
製品（個別受注品）‥‥‥ 個別法を採用しております。
仕掛品 ‥‥‥‥‥‥‥‥ 主として個別法を採用しております。
原材料 ‥‥‥‥‥‥‥‥ 主として移動平均法を採用しております。

（ハ）デリバティブ

時価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

（イ）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

（ロ）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

（ハ）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

（イ）貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（ロ）賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えて、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

（イ）ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。

（ロ）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 …… 為替予約

ヘッジ対象 …… 外貨建金銭債務

（ハ）ヘッジ方針

為替の変動による損失を回避する目的でデリバティブ取引を行っております。なお、為替予約取引は外貨建取引高の範囲内に限定しております。

（ニ）ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を比較して有効性を判定しております。

⑦ 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費については社債の償却期間にわたり均等償却しております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については個別案件ごとに判断し、その投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却をしております。

⑨ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

３．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

４．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　948,291千円

(2) 受取手形裏書譲渡高　1,673千円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度の株式数
普通株式(株)	6,850,000	－	－	6,850,000

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年６月28日定時株主総会	普通株式	48,360	7.50	平成28年３月31日	平成28年６月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年６月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年６月27日定時株主総会	普通株式	64,480	利益剰余金	10.00	平成29年３月31日	平成29年６月28日

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、取引先との事業関係上保有している株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

社債及び借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。手元流動性リスクについては、経理部が毎月資金繰予定表を作成し、支払資金の確保に努めることによって管理しております。

デリバティブ取引は、主として外貨建ての営業取引に係わる為替の変動リスクを回避することを目的とした先物為替予約等をヘッジ手段として利用しております。当社グループの契約先は、いずれも信用度の高い国内の銀行であり実質的な信用リスクはないものと判断しております。取引の執行・管理については、定めた社内ルールに従って、経理部が決裁者の承認を得て行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)現金及び預金	612,524	612,524	－
(2)受取手形及び売掛金	2,666,472	2,666,472	－
(3)投資有価証券			
その他有価証券	430,143	430,143	－
資産計	3,709,140	3,709,140	－
(1)支払手形及び買掛金	1,978,167	1,978,167	－
(2)短期借入金	1,780,000	1,780,000	－
(3)社債	39,480	39,401	△78
(4)長期借入金	648,953	646,814	△2,138
負債計	4,446,600	4,444,383	△2,216
デリバティブ取引(*)	2,882	2,882	－

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、及び(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価については、上場株式は取引所の価格によっております。

負　債

(1)支払手形及び買掛金、及び(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)社債

これら（一年以内償還予定社債含む）は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4)長期借入金

これら（一年以内返済予定長期借入金含む）の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を実施した場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。ただし、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、それらの時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額2,053千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」に含めておりません。

７．賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

８．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	321円20銭
１株当たり当期純利益	50円52銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（注）　記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,686,223**	**流動負債**	**3,337,098**
現金及び預金	205,066	支払手形	150,360
受取手形	310,913	買掛金	658,779
売掛金	1,563,876	短期借入金	1,780,000
製品	212,059	一年内償還予定の社債	10,000
仕掛品	84,347	一年内返済予定の長期借入金	333,483
原材料	10,708	リース債務	25,016
前渡金	16,112	未払金	54,986
未収入金	195,870	未払費用	47,595
前払費用	27,678	未払法人税等	91,236
繰延税金資産	57,096	未払消費税等	36,200
その他	8,241	前受金	1,268
貸倒引当金	△5,748	預り金	7,136
		賞与引当金	82,997
固定資産	**2,907,598**	その他	58,037
有形固定資産	**1,075,542**	**固定負債**	**498,933**
建物	337,208	長期借入金	283,000
構築物	4,622	リース債務	46,391
機械及び装置	24,872	繰延税金負債	19,853
車両運搬具	8	長期未払金	146,052
工具、器具及び備品	5,629	その他	3,636
土地	636,420	**負債合計**	**3,836,031**
リース資産	66,780	(純資産の部)	
無形固定資産	**12,853**	**株主資本**	**1,758,643**
ソフトウエア	4,443	資本金	229,400
電話加入権	4,463		
リース資産	3,945	資本剰余金	146,800
投資その他の資産	**1,819,202**	資本準備金	146,800
投資有価証券	68,439		
関係会社株式	610,189	利益剰余金	1,509,877
出資金	1	利益準備金	9,500
長期貸付金	3,680	その他利益剰余金	1,500,377
関係会社長期貸付金	960,474	別途積立金	1,000,000
破産更生債権等	15,897	繰越利益剰余金	500,377
長期前払費用	428	自己株式	△127,434
差入保証金	77,174		
前払年金費用	95,224	**評価・換算差額等**	**△826**
その他	3,606	その他有価証券評価差額金	△826
貸倒引当金	△15,912		
繰延資産	**25**		
社債発行費	25	**純資産合計**	**1,757,816**
資産合計	**5,593,848**	**負債及び純資産合計**	**5,593,848**

(注)　記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売　上　高		8,727,354
売　上　原　価		7,138,633
売　上　総　利　益		1,588,721
販売費及び一般管理費		1,385,889
営　業　利　益		202,831
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	12,921	
受　取　配　当　金	1,631	
資　材　売　却　収　入	1,040	
そ　の　他	1,934	17,528
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	16,194	
手　形　売　却　損	3,039	
デリバティブ評価損	13,883	
支　払　手　数　料	2,541	
貸倒引当金繰入額	15	
そ　の　他	402	36,077
経　常　利　益		184,282
税引前当期純利益		184,282
法人税、住民税及び事業税	93,789	
法　人　税　等　調　整　額	△33,229	60,560
当　期　純　利　益		123,722

（注）　記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
期首残高	229,400	146,800	146,800	9,500	1,000,000	425,015	1,434,515
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△48,360	△48,360
当期純利益						123,722	123,722
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	75,362	75,362
期末残高	229,400	146,800	146,800	9,500	1,000,000	500,377	1,509,877

（単位：千円）

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
期首残高	△127,434	1,683,281	7,538	△1,003	6,534	1,689,815
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△48,360				△48,360
当期純利益		123,722				123,722
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△8,365	1,003	△7,361	△7,361
事業年度中の変動額合計	－	75,362	△8,365	1,003	△7,361	68,000
期末残高	△127,434	1,758,643	△826	－	△826	1,757,816

（注）記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの ・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの ・・・・・移動平均法による原価法により評価しております。

関係会社株式 ・・・・・・・・・移動平均法による原価法により評価しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品（標準品）・・・・・・移動平均法を採用しております。

（個別受注品）・・個別法を採用しております。

仕掛品 ・・・・・・・・・・・・個別法を採用しております。

原材料 ・・・・・・・・・・・・主として移動平均法を採用しております。

(3) デリバティブ

時価法によっております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）による退職給付債務及び年金資産の見込金額に基づき、退職給付引当金又は前払年金費用を計上しております。

(6) 繰延資産の処理方法

社債発行費については社債の償却期間にわたり均等償却しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微であります。

３．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　664,775千円

(2) 関係会社に対する債権債務

短期金銭債権　100,299千円

短期金銭債務　11,056千円

(3) 保証債務

関係会社の金融機関との取引に対して以下のとおり債務保証を行っております。

株式会社ＣＳ	254,113千円
株式会社クルー	430,662千円
計	684,775千円

関係会社の仕入先からの仕入債務に対して以下のとおり債務保証を行っております。

SHOEI PLASTIC(THAILAND)CO.,LTD.　13,821千円

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	208,469千円
仕入高	29,709千円
営業取引以外の取引高	12,699千円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式(株)	402,000	－	－	402,000

7．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)	(単位：千円)
未払事業税	6,565
未払事業所税	1,674
賞与引当金	25,571
未払社会保険料等	4,232
たな卸資産評価損	619
貸倒引当金	6,637
長期未払金	44,662
関係会社株式評価損	16,567
資産除去債務	4,005
その他有価証券評価差額金	364
その他	16,693
繰延税金資産小計	127,592
評価性引当額	△61,229
繰延税金資産合計	66,362
(繰延税金負債)	
前払年金費用	△29,119
繰延税金負債合計	△29,119
繰延税金資産純額	37,243

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.81 (単位：%)
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.88
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.05
留保金課税の影響	2.47
住民税均等割額	1.30
税額控除	△3.90
評価性引当額の増減	△0.65
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.86

８．関連当事者との取引に関する注記

子会社等　　（単位：千円）

属　性	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱ＣＳ	所有 直接100％	資金の援助	資金の回収	120,000	関係会社短期貸付金	－
				資金の貸付	67,996	関係会社長期貸付金	300,000
				利息の受取	3,210	－	－
			債務保証	債務保証	254,113	－	－
			役員の兼任				
子会社	㈱クルー	所有 直接33.0％ 間接67.0％	資金の援助	資金の回収	363,739	関係会社長期貸付金	660,474
				利息の受取	9,488	未収利息	24
			債務保証	債務保証	430,662	－	－
			役員の兼任				
子会社	SHOEI PLASTIC (THAILAND) CO.,LTD.	所有 直接99.9％ 間接0.1％	債務保証	債務保証	13,821	－	－
			増資の引受	増資の引受	358,971	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

１．資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

２．短期貸付金については、純額表示しております。

３．債務保証については、当社が保証を行っているものであり担保提供は受けておりません。

９．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　272円61銭

１株当たり当期純利益　　19円19銭

10．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（注）　記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月17日

株式会社ショーエイコーポレーション
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　林　　由佳　　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　井上　正彦　　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ショーエイコーポレーションの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ショーエイコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月17日

株式会社ショーエイコーポレーション
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　林　　由佳　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　井上　正彦　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ショーエイコーポレーションの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月22日

株式会社ショーエイコーポレーション　監査役会

常勤社外監査役　大　森　茂　樹　㊞

社外監査役　岩　渕　誠　次　㊞

社外監査役　村　野　譲　二　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分の件につきましては、安定的かつ継続的な配当を実施し、あわせて基盤強化のために内部留保の充実に力をいれていくことを基本方針としております。

期末配当に関する事項

第50期の期末配当につきましては、業績、財務状況など総合的に勘案いたしまして、株主の皆様のご支援に報いるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につきまして、前期末配当より２円50銭増配することとし、10円00銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は64,480,000円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月28日

第２号議案　定款一部変更の件

(1) 変更の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図り、意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、今後の事業活動の多様化に対応するため、事業目的の一部を変更するものであります。

なお、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１条（条文省略） （目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）プラスチックフィルムの製袋およびその加工販売ならびに輸出入 （２）包装資材の小売業および輸出入 （３）郵便物およびカタログ等の作成（封入、封緘、宛名ラベル作成および区分け等）および発送の包括請負業務 （４）物品の仕分け、検品、包装、梱包および発送の包括請負業務 （５）販売促進用宣伝資材の企画製作および販売 （６）包装用パッケージの製造および販売 （７）包装・梱包用機械の販売 （８）プラスチック製食品容器の販売 （９）医薬部外品、化粧品の製造および販売 （10）紙製品、文房具、事務用品、日用品雑貨化粧品の販売 （11）第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送） （12）アウトソーシング業務の受託および支援 （新設） （新設） （13）上記各号に附帯または関連する一切の事業 第３条（条文省略）	第１条（現行どおり） （目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。 （１）プラスチックフィルムの製袋およびその加工販売ならびに輸出入 （２）包装資材の小売業および輸出入 （３）郵便物およびカタログ等の作成（封入、封緘、宛名ラベル作成および区分け等）および発送の包括請負業務 （４）物品の仕分け、検品、包装、梱包および発送の包括請負業務 （５）販売促進用宣伝資材の企画製作および販売 （６）包装用パッケージの製造および販売 （７）包装・梱包用機械の販売 （８）プラスチック製品、原材料の販売および輸出入 （９）医薬部外品、化粧品の製造および販売 （10）紙製品、文房具、事務用品、日用品雑貨化粧品の販売 （11）第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送） （削除） （12）日用品雑貨、インテリア用品の企画、製造および販売ならびに輸出入 （13）園芸用品、園芸用薬品、肥料の製造および販売ならびに輸出入 （14）上記各号に附帯または関連する一切の事業 第３条（現行どおり）

現行定款	変更案
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 （削除） (3) 会計監査人
第５条～第19条　（条文省略）	第５条～第19条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員数） 第20条　当会社の取締役は、７名以内とする。	（員数） 第20条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、７名以内とする。 ２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（選任方法） 第21条　当会社の取締役は、株主総会において選任する。 ２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３　取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。	（選任方法） 第21条　当会社の取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 ２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３　取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
（任期） 第22条　当会社の取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 （新設） （新設） ２　補欠または増員で選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	（任期） 第22条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ３　当会社は、会社法第３２９条第３項の規定により、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。 ４　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現行定款	変更案
（新設）	5　補欠監査等委員の選任に係る決議の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第23条　当社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2　取締役会の決議によって、取締役社長１名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役および役付取締役） 第23条　当社の代表取締役は、取締役会の決議によって若干名選定する。 2　取締役会の決議によって、取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
第24条（条文省略）	第24条（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第25条　当会社の取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第25条　当会社の取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議方法） 第26条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	（取締役会の決議通知） 第26条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
（新設）	2　前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。
2　当会社は、会社法第３７０条の要件を満たす場合は、取締役の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。	3　当会社は、会社法第３７０条の要件を満たす場合は、取締役の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
第27条　（条文省略）	第27条　（現行どおり）
（新設）	（取締役への委任） 第28条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
（報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（社外取締役の責任限定契約） 第29条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間で会社法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第30条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第４２３条第１項の責任について、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によってその責任を免除することができる。 ２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第４２３条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
第５章　監査役および監査役会	（削除）
（員数） 第30条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削除）
（選任方法） 第31条　当会社の監査役は、株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（任期） 第32条　当会社の監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第33条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）

現行定款	変更案
（監査役会の招集通知） 第34条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会規程） 第35条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
（報酬等） 第36条　当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第37条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間で会社法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	（削除）
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（常勤の監査等委員） 第31条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができるものとする。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第32条　当会社の監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新設）	２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

現行定款	変更案
（新設）	（監査等委員会の決議方法） 第33条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新設）	２　前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。
（新設）	（監査等委員会規程） 第34条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（新設）	第６章　会計監査人
（新設）	（選任方法） 第35条　会計監査人は、株主総会において選任する。
（新設）	（任期） 第36条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
第６章　計算	第７章　計算
第38条～第41条　（条文省略）	第37条～第40条　（現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。取締役吉田東良氏及び野村史郎氏は、平成29年５月31日付で辞任により退任しております。つきましては、現在の取締役全員（３名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）３名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	しばはら　えいじ 芝　原　英　司 （昭和23年12月６日生）	昭和48年４月 当社入社 昭和57年４月 常務取締役 昭和63年４月 代表取締役社長 平成26年４月 代表取締役社長　生産本部長 平成29年４月 代表取締役社長（現任）	株 2,818,000
2	ありむら　よしふみ 有　村　芳　文 （昭和34年４月22日生）	昭和60年４月 日本勧業角丸証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 平成17年10月 当社入社　社長室長 平成17年12月 管理本部副本部長兼社長室長 平成18年２月 管理本部長兼社長室長 平成18年６月 取締役　管理本部長・経営企画室担当兼社長室長 平成21年４月 取締役　総務部・経理部担当兼社長室長 平成21年６月 常務取締役　生産部・総務部・経理部担当兼社長室長 平成22年４月 常務取締役　生産管理部・生産センター・総務部・経理部担当兼経営開発推進室長 平成23年４月 常務取締役　生産部・総務部・経理部担当兼企画部長兼総務部長 平成23年６月 常務取締役　生産部・総務部・経理部担当兼企画部長 平成25年６月 専務取締役　生産部・総務部・経理部担当兼企画部長 平成26年４月 専務取締役　管理本部長兼企画部担当兼企画部長 平成29年４月 専務取締役　管理担当兼企画部長（現任）	57,200

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	しばはら　あつし 芝　原　篤　司 （昭和45年３月28日生）	平成４年４月 株式会社大販入社 平成７年12月 株式会社クルー入社 平成８年４月 同社東京営業所長 平年10年４月 同社専務取締役 平成15年11月 同社専務取締役辞任 平成15年12月 株式会社ＣＳ設立 代表取締役社長 平成25年６月 株式会社クルー 代表取締役社長（現任） 平成25年６月 当社取締役　関係会社担当 平成26年４月 取締役　営業本部副本部長 平成27年７月 取締役 平成29年４月 取締役　クルー営業連携部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社クルー　代表取締役社長	株 17,300

（注）　各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※１	おおもり　しげき 大森　茂樹 （昭和22年２月３日生）	昭和44年４月　奥村会計事務所入所 昭和54年１月　大森経営事務所設立 平成８年８月　大成電機株式会社入社 同社取締役 平成９年２月　大成電機株式会社と三双電機株式会社が合併し、株式会社アレクソン設立 同社取締役経営企画室長 平成10年８月　同社取締役副社長 平成18年６月　同社取締役退任 平成20年６月　当社監査役 平成22年６月　当社常勤監査役（現任）	株 ―
※２	いわぶち　せいじ 岩渕誠次 （昭和15年７月３日生）	昭和39年４月　日本勧業証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 平成７年８月　ダイトーケミックス株式会社入社 平成15年６月　当社監査役（現任）	4,200
※３	むらの　じょうじ 村野譲二 （昭和26年１月30日生）	昭和54年４月　最高裁判所司法研究所終了(31期) 大阪弁護士会登録 中央総合法律事務所（現弁護士法人中央総合法律事務所）入所 平成15年９月　弁護士法人中央総合法律事務所　社員弁護士（現任） 平成20年６月　大光電機株式会社　監査役（現任） 平成22年６月　当社監査役（現任） 平成27年６月　カワセコンピュータサプライ株式会社 取締役監査等委員（現任） （重要な兼職の状況） 大光電機株式会社　監査役 カワセコンピュータサプライ株式会社　取締役監査等委員	3,600
※４	しんじょう　まなぶ 新城　学 （昭和36年２月18日生）	昭和62年４月　日本勧業角丸証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 平成29年５月　みずほ証券株式会社 退社	―

（注）１．※は新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
３．大森茂樹氏、岩渕誠次氏及び村野譲二氏並びに新城学氏は社外取締役候補者であります。

4．社外取締役候補者の選任理由について
大森茂樹氏を社外取締役候補とした理由は、経営コンサルタントとして会計を含めた経営指導の豊富な経験と幅広い見識を有し、社外取締役として、経営の監督とチェック機能を十分果たすことができると判断したからであります。
岩渕誠次氏を社外取締役候補とした理由は、元証券会社引受部長としての豊富な経験を有し、社外取締役として、経営の監督とチェック機能を十分果たすことができると判断したからであります。
村野譲二氏を社外取締役候補とした理由は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有し、社外取締役として、経営の監督とチェック機能を十分果たすことができると判断したからであります。
新城学氏を社外取締役候補とした理由は、証券会社法人部門においての長きにわたる豊富な経験と知識を有し、社外取締役として、経営の監督とチェック機能を十分果たすことができると判断したからであります。
5．大森茂樹氏、岩渕誠次氏及び村野譲二氏は現在当社の社外監査役でありますが、それぞれの監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって、大森茂樹氏は９年、岩渕誠次氏は14年、村野譲二氏は７年となります。
6．当社は、大森茂樹氏、岩渕誠次氏及び村野譲二氏との間で、社外監査役として会社法第427条第１項の規定に基づき、同法423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、各氏が社外取締役に選任された場合には、各氏との間で、社外取締役として新たに同様の契約を締結する予定であります。また新城学氏が社外取締役に選任された場合には新たに上記３名と同様の契約を締結する予定であります。
7．当社は、大森茂樹氏、岩渕誠次氏及び村野譲二氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、各氏が選任された場合は、改めて独立役員として届け出る予定であります。また新城学氏が選任された場合には、同氏も独立役員として届け出る予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成21年６月29日開催の第42期定時株主総会において年額１億20百万円以内とご承認いただき現在に至っております。第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社に移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を、年額１億20百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものと定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は３名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を、年額24百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものと定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、これを機に行う役員報酬制度の見直しの一環として、第４号議案の報酬枠とは別枠で、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、対象取締役の上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

第３号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く)３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は３名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年15万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式

の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その１株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における国内上場金融商品取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より３年間から５年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本議案は、第２号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区安土町三丁目１番３号
ヴィアーレ大阪　２階
クリスタルルーム

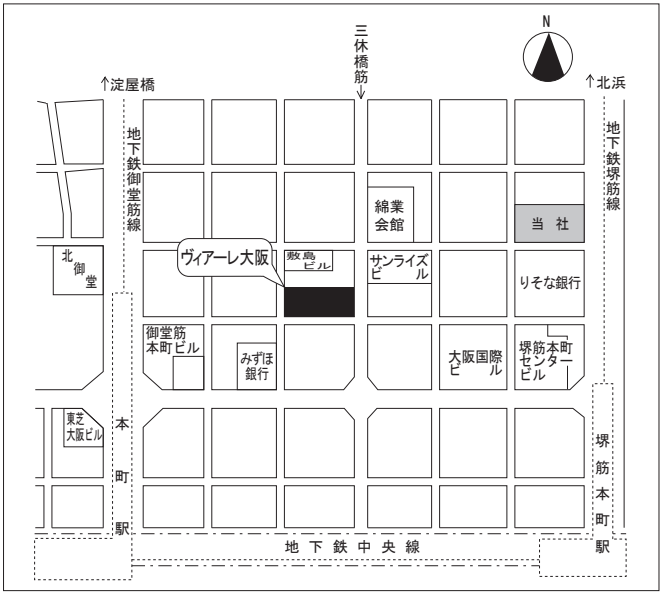

◎　地下鉄御堂筋線　本町駅①または③番出口
東へ徒歩３分

◎　地下鉄堺筋線　堺筋本町駅⑰番出口
西へ徒歩５分

◎　お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。